

盛岡広域振興局長告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年6月20日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大ヶ生徳田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市黒川22地割8番9地先から紫波郡矢巾町大字西徳田 第8地割25番1地先まで	新	A 24.8~6.2 m	m 1,191.2
		B 32.9~15.8	1,188.8
	旧	A 24.8~6.2	1,191.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成29年6月20日から同年7月20日まで